

## 刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「法務3級」(CBT方式を含む)の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『法務3級問題解説集』(銀行業務検定協会編)に収載されておりますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について、その基礎もふまえながら解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって、法務知識は日常業務のバックボーンとなるものです。正確・迅速な処理が求められる金融機関の事務処理においては、確実な業務知識の習得とそれにもとづく機敏な応用動作の鍛錬が不可欠です。銀行業務検定試験「法務3級」は、金融機関行職員の標準的な金融法務知識の習得度を判定しようとするものですが、法務知識を日頃より身に付け研鑽し、銀行業務検定試験「法務3級」にチャレンジすることは、堅確な事務処理および業務運営の遂行のためにも有用であり、これを広く推奨する所以です。

本書を『法務3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「法務3級」に合格され、日常の業務活動に、より一層邁進されることを祈念してやみません。

2025年2月

経済法令研究会

# 目次

CONTENTS



## 第1編 預金

1	預金の法的性質と預金規定	2
2	預金取引と取引時確認(犯罪収益移転防止法)	6
3	預金の受入れ	15
4	預金の管理	19
5	預金の支払	26
6	偽造・盗難カード預貯金者保護法	33
7	振り込み詐欺救済法	40
8	預金の消滅時効	43
9	預金者の死亡(相続預金の支払)	47
10	預金の差押え	62
11	預金の譲渡・質入	72
12	普通預金の強制解約	75
13	各種預金	78
14	総合口座	89
15	定期積金	94
16	預金保険制度	97
17	休眠預金等活用法	101

## 第2編 融資

1	融資取引約定書	104
2	自然人との融資取引	107

<b>3</b>	法人との融資取引	113
<b>4</b>	証書貸付	117
<b>5</b>	手形貸付	120
<b>6</b>	手形割引	125
<b>7</b>	当座貸越	129
<b>8</b>	支払承諾	133
<b>9</b>	保証	136
<b>10</b>	連帯保証	141
<b>11</b>	根保証	145
<b>12</b>	信用保証協会の保証	150
<b>13</b>	債権担保	156
<b>14</b>	代理受領・振込指定	161
<b>15</b>	抵当権	163
<b>16</b>	根抵当権	167
<b>17</b>	根抵当権の元本の確定	174
<b>18</b>	個人融資先の死亡	179
<b>19</b>	貸出金債権の消滅時効	185
<b>20</b>	時効の完成猶予・更新	188
<b>21</b>	時効の効力	191
<b>22</b>	第三者の弁済	193
<b>23</b>	相殺	198
<b>24</b>	債務引受	206
<b>25</b>	抵当権の実行	208
<b>26</b>	仮差押え	213
<b>27</b>	法的整理手続	215

## 第3編 内国為替

1	為替取引の法律関係	224
2	振込	229
3	振込規定	232
4	振込における仕向銀行の取扱い	235
5	振込における被仕向銀行の取扱い	237
6	取引解約後口座宛ての振込	239
7	依頼人の受取人名誤記による誤入金と預金の成否	240
8	振込の入金通知	241
9	振込の組戻し	242
10	代金取立	245
11	代金取立の法的性質と代金取立規定	248
12	代金取立における委託銀行の取扱い	250
13	代金取立における受託銀行の取扱い	254
14	代金取立の組戻し	256

## 第4編 銀行取引関連法

1	付随業務	260
2	貸金庫	262
3	株式関係事務	266
4	法律行為	269
5	条件・期限・期間	272
6	成年後見制度	277
7	株式会社の機関	283
8	手形・小切手の法的性質	289

9	手形・小切手の署名	293
10	手形・小切手の記載事項	296
11	白地手形・小切手	302
12	手形・小切手の裏書	306
13	手形の支払呈示	311
14	小切手の支払呈示	314
15	線引小切手	318
16	自己宛小切手(預手)	322
17	手形・小切手の偽造・変造	325
18	手形・小切手の遡求	329
19	手形交換・不渡事由・不渡情報登録	331
20	取引停止処分	335
21	公示催告・除権決定	338
22	電子記録債権	341
23	金融商品取引法と銀行取引	344
24	金融サービス提供法	350
25	消費者契約法	356
26	個人情報保護法	360
27	独占禁止法	366
	重要用語索引	369

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

## 本書の利用のしかた

本書は、銀行業務検定試験「法務3級」受験（CBT方式を含む）のための受験参考書です。

本試験問題は五択一式50問となっています。出題範囲は「預金」、「融資」、「内国為替」、「銀行取引関連法」です。

本書各編でとりあげる項目（テーマ）は、すべて過去の試験問題に出題され、その頻度の高いものを精選していますので、必ず一度は目を通し理解するまで読まれることをおすすめします。

なお、本書には次の特長を設けています。

〈巻頭 出題項目一覧〉直近5回試験の出題テーマを一覧にしています。

〈本文 直近5回試験の出題頻度〉直近の出題傾向を5つ星で表しています。頻度が高いものほど★マークが多くなっています。

〈本文 学習のポイント（吹き出し）〉要点整理や理解を深めるためのポイントを記載しています。

〈本文 理解度チェック〉本文の内容の理解度をはかるために設けています。問題を解きながら要点を押さえましょう。

〈側注 関連過去問題〉銀行業務検定試験で過去に実際に出題され、本文に関連する問題の出題年と問題番号を掲載しています。

〈側注 重要用語〉本文を理解するうえで押さえておきたい用語をピックアップして、一部には解説を加えているものもあります。

〈側注 補足〉本文の説明を補足する内容またはポイント等をまとめています。主に理解を深めるために役立つものを扱っています。

〈側注 参照〉その箇所が他の編にも関連している場合に、参照として付記しています。また、本文の参考となる文献や出典についても付記しています。

〈側注 注意〉とくに留意すべき点をまとめています。

〈巻末 重要用語索引〉重要用語（上記参照）を索引で引くことができます。

本書を読まれ内容につき理解されましたら、過去の試験問題にチャレンジしてみましょう。そのためには、別に刊行されている『法務3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）を利用されることをおすすめします。実際の問題を解いてみて、誤ったところは再度本書で確かめてください。その繰返しの学習により理解は一層深まるでしょう。

**▶ 預 金**

通則／受入／管理／支払／時効／相続／差押え／譲渡・質入／当座勘定／  
各種預金／定期積金　ほか

**▶ 融 資**

共通事項／取引の相手方／各種の融資取引／保証／担保／債権の管理／任  
意回収／強制回収　ほか

**▶ 内国為替**

共通事項／振込／代金取立　ほか

**▶ 銀行取引関連法**

銀行法（付随業務）／民法／商法／会社法／手形法・小切手法／経済法  
ほか

※この試験に適用される約定書・規定類の内容は、原則として、これまでに全国銀行協会において作成されたもの（ひな型・試案・修正例・参考例等）にもとづきます。

## ●過去5回の出題項目

分野		出題項目	2024年10月 (第159回)	2024年6月 (第158回)	2023年10月 (第156回)	2023年6月 (第155回)	2022年10月 (第153回)
預金	通則	預金契約等の法的性質	○			○	○
		預金通帳・証書の法的性質			○		
		普通預金の強制解約				○	○
		普通預金規定	○		○		
		取引時確認等	○	○	○	○	○
		疑わしい取引の届出	○	○		○	○
		預金保険制度	○		○	○	
	管理	銀行の守秘義務		○			○
		振り込み詐欺救済法	○	○	○		○
		偽造・盗難カード預貯金者保護法	○		○	○	
		休眠預金等活用法		○	○	○	
	支払・時効	預金債権の消滅時効	○	○		○	
	相続・差押・譲渡等	取引先の死亡				○	
		相続・相続預金の取扱い			○		○
		相続手続における遺言の取扱い	○	○			
		民事執行法による預金の差押え	○		○	○	○
		民事保全法による預金の仮差押え		○			○
	預金の譲渡・質入れ		○				
	当座勘定	当座勘定取引の解約・終了			○		○
	定期積金	定期積金		○			
融資	取引の相手方	融資取引の相手方	○	○	○	○	○
	各種の融資取引	銀行取引約定書	○	○	○	○	○
		証書貸付		○			
		手形貸付					○
		割引手形の遡求権・買戻請求権			○	○	
		当座勘定取引に付帯する当座貸越	○				
	消費者ローン契約書	○	○	○		○	
	保証	普通保証と連帯保証の異同		○	○		
		連帯保証					○
		保証人の死亡	○	○			
		個人根保証契約・個人貸金等根保証契約		○		○	
		信用保証協会の保証	○	○			
		支払承諾		○			○
	経営者保証に関するガイドライン	○		○			
	担保	預金担保				○	○
		動産・債権譲渡特例法					○
		抵当権	○	○		○	
普通抵当権と根抵当権の異同				○			
根抵当権の譲渡					○		

	分野	出題項目	2024年10月 (第159回)	2024年6月 (第158回)	2023年10月 (第156回)	2023年6月 (第155回)	2022年10月 (第153回)
融資	担保	根抵当権の元本の確定			○		
		譲渡担保	○	○	○		
	債権の管理	融資先の死亡と債務の相続	○	○	○	○	○
		債権譲渡の対抗要件					○
		消滅時効の完成猶予・更新			○	○	○
	任意回収	債務の弁済		○	○	○	
		債権者代位権	○			○	
		相殺	○		○	○	○
		債務引受	○		○	○	○
	強制回収	仮差押え	○			○	
		抵当権の実行		○	○		○
		破産手続	○		○		○
民事再生手続			○		○		
決済	内国為替	内国為替取引の当事者間の法律関係	○		○		○
		振込における仕向銀行の取扱い	○	○		○	○
		振込における被仕向銀行の取扱い	○	○	○	○	○
		振込規定に定める振込の取扱い			○		
		先日付振込の取扱い		○		○	○
		代金取立規定				○	
		代金取立における委託銀行の取扱い					○
		代金取立における依頼を受けた銀行の取扱い		○	○		
	代金取立手形の不渡返還	○					
	通則	手形・小切手の法的性質	○	○	○	○	
	振出・記載事項	小切手用法	○	○			
		約束手形の必要的記載事項					○
小切手の必要的記載事項		○			○		
手形の署名				○		○	
小切手の振出等			○	○	○		
白地手形				○	○		
引受・裏書・保証	手形の裏書		○				
	裏書の抹消					○	
呈示・支払	約束手形の支払呈示期間			○		○	
	小切手の支払呈示期間		○		○		
	遡求権					○	
線引小切手・自己宛小切手(預手)	線引小切手	○		○	○	○	
	自己宛小切手(預手)		○			○	
手形・小切手の時効	手形・小切手の消滅時効	○	○	○	○	○	
偽造・変造・事故届・善意取得等	手形の偽造・変造	○			○		
手形交換・不渡処分	取引停止処分制度(電子交換所規則)	○	○				

分野		出題項目	2024年10月 (第159回)	2024年6月 (第158回)	2023年10月 (第156回)	2023年6月 (第155回)	2022年10月 (第153回)
決済	公示催告・除権決定	公示催告・除権決定	○		○		○
	電子記録債権	電子記録債権				○	○
		電子記録債権の発生・譲渡	○	○	○		
		電子記録債権の消滅	○	○	○		
	電子記録債権と手形の異同・比較	○	○	○	○	○	
銀行取引関連法	銀行法 (付随業務)	銀行の固有業務・付随業務	○	○	○	○	○
		貸金庫	○	○	○	○	○
		株式の払込事務	○	○	○	○	○
	民法	制限行為能力者		○			○
		成年後見制度			○		
		条件・期限		○			
		期限の利益			○	○	○
		相続	○			○	
		民法上の意思表示	○		○		
	民法上の委任		○		○		
	民法上の代理	○				○	
	会社法	株式会社の機関	○	○	○	○	○
	その他	金融商品取引法	○		○	○	
		消費者契約法			○		○
独占禁止法		○	○		○		
出資法			○			○	
景品表示法						○	
貸金業法					○		
	個人情報の保護	○	○	○			

第 1 編

預 金



## 1

# 預金の法的性質と 預金規定

## 関連過去問題

- 2024年10月 問8
- 2024年10月 問1
- 2023年10月 問1・問3
- 2023年6月 問1
- 2022年10月 問1

### 💡 補足

預金契約は「消費寄託契約」であり、当事者の合意によって契約が成立する。

### 📖 重要用語

消費寄託契約

### 📖 重要用語

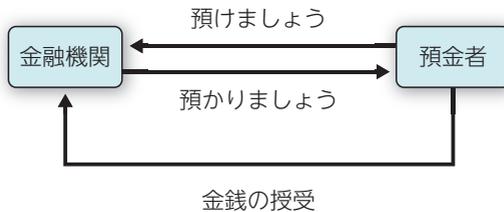
諾成契約

## 1 預金契約の法的性質

預金取引では、預金者には金銭を銀行に預ける意思があり、一方、銀行では受け入れた金銭を運用して、後日預金者から返還の請求があったときに同額の金銭を返還する意思がある。このように寄託された金銭その他の物を消費し、後日それと同種、同等、同量の物を返還することを内容とする契約を「消費寄託契約」という（民法666条）。預金契約はこの消費寄託契約の法的性質を有するが、近時はこれに口座振替などの委任契約が付加されることが多い。

この消費寄託契約は法律上「諾成契約」という契約類型に属しており、預金契約の場合には「預けましょう」、「預かりましょう」という当事者の合意だけで成立し（民法657条）、実際に金銭の授受が行われてはじめて預金の払戻請求権（預金債権）が発生する（同法666条1項）。この金銭の授受については、現実の金銭の授受のほかに、これと同一の経済的効果の生じる手形・小切手の取立代り金や振込による預金口座への入金などによっても満たされる。預金契約に係る消費寄託については、消費貸借の規定が準用され（同法666条3項）、これにより受寄者である銀行は返還時期の定めの有無にかかわらずいつでも預金者に金銭を返還できる。

なお、預金契約は契約の双方の当事者が互いに対価的な意味を有する債務を負担する双務契約ではなく、契約上の意思表示が一定の方式で行われたときに成立する要式契約でもない。



- ① 契約の合意 → 「預金契約」が成立
- ② 金銭の授受 → 預金者は「預金債権」を取得し、金融機関は「預金債務」を負う。



預金契約は消費寄託契約の法的性質を有しますが、この消費寄託契約は法律上「諾成契約」という契約類型に属しています。

## 2 預金債権の法的性質

預金契約が成立すると、預金者は銀行に対して預け入れた金銭の返還請求権（払戻請求権）を取得することになるが、この返還請求権が預金債権である。預金債権は金銭債権であるが、一般の金銭債権とは異なり、当事者による譲渡制限（譲渡禁止）の意思表示は、その意思表示がされたことを知り、または重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができるとされている（民法466条の5）。

譲渡性預金以外の預金の預金債権は預金規定により譲渡、質入が禁止されている。

## 3 預金通帳・証書の法的性質

預金を受け入れると、銀行は、預金者に預金通帳・証書を発行するとともに、預金者が預金の払戻請求をするときには、これを



補足

預金通帳・証書は、「証拠証券」であり、「免責証券」である。

提出させるものとしているが、この預金通帳・証書の法的性質は、預金契約が成立して預金債権が存在することを証明する証拠となる「証拠証券」の性質を有する。また、預金の払戻しにあたって銀行は、届出印の押印された払戻請求書等とともに預金通帳・証書の提出を求め、その持参人に善意・無過失で預金の支払をしたときは、無権利者に対して支払ってしまったとしても預金規定等で免責されることになっていることから、「免責証券」としての性質も有していることになる。

預金通帳・証書は、権利と証券が一体となっている有価証券ではないため、それを喪失した場合に公示催告を行って除権決定を得ることはできない。また、預金契約が不成立であれば、預金通帳・証書が発行されたとしても預金債権は生じない。手形・小切手のように、預金の成立のために預金通帳・証書の交付は必要とされないから設権証券でもないし、誤記帳をした場合にその誤記帳をした金額で預金は成立せず、実際に授受のあった金額で成立するから文言証券でもない。



預金通帳・証書は、「証拠証券」「免責証券」の法的性質を有している。

## 4 各種の預金規定

民法の消費寄託に関する定めや商慣習だけでは預金者と銀行との間の権利や義務に関することすべてを律することはできないので、実際の預金取引をするにあたっての具体的な取決めを預金者と銀行の間で契約（合意）をすることが必要になる。しかし、預金取引の相手方は不特定多数であり、銀行は預金者一人ひとりと個別に契約を結ぶことは困難である。このため、銀行はあらかじめ各種の預金規定として定型的な契約内容を定めておき、これを

預金者に承諾してもらってから取引をするようにしており、預金者はこの銀行の定めた約款に従わなければ、事実上預金取引を行うことができないことになっている。このような約款を普通取引約款といい、このような契約形態を「**付合契約**」という。

2020年4月に施行された改正民法では、現代社会で広く使われている(普通取引)約款の意義を認め、そのうち一定の要件を満足するものを「**定型約款**」と定義した(民法548条の2)。定型約款とは、定型取引において、当事者の一方によって契約の内容とすることを目的として準備された条項の総体をいう。預金取引であれば、金融機関が定める各種の預金規定が定型約款に該当する。定型約款を契約の内容とする旨を合意したとき、および定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を表示していたときは、定型約款が契約の内容となる。また、契約締結後にその内容を変更する場合、一定の要件を満足すれば、定型約款の変更について合意があったものとみなされ、定型約款の準備者は個別に契約の相手方と合意することなく、契約変更をすることができる(同法548条の4)。



預金取引であれば、金融機関が定める各種の預金規定が「**定型約款**」に該当する。

### 理解度チェック

- ① 預金契約は、銀行と預金者の合意のみにより契約が成立する諾成契約である。
- ② 預金契約は、銀行と預金者が相互に対価的な債務を負う双務契約である。
- ③ 預金契約は、消費寄託契約である。

解答 ① ○

② × 預金者は対価的な債務を負うことはない。

③ ○

 重要用語

付合契約

 重要用語

定型約款



## 2

# 預金取引と取引時確認 (犯罪収益移転防止法)

## 関連過去問題

- 2024年10月  
問2・問4
- 2024年6月  
問2・問3
- 2023年10月  
問2
- 2023年6月  
問2・問3
- 2022年10月  
問2・問3

## 重要用語

マネー・ローンダリング

## 重要用語

犯罪収益移転防止法

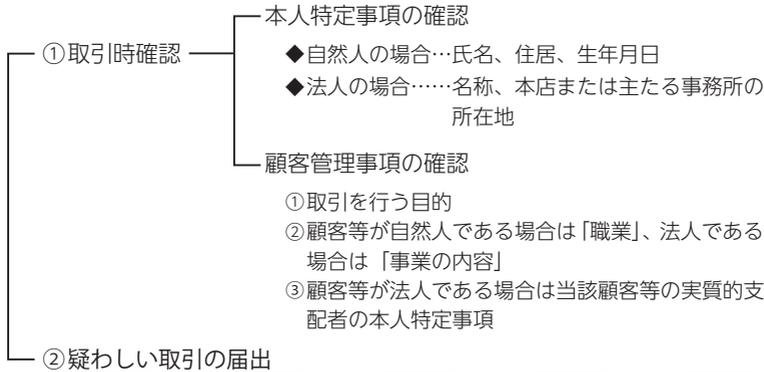
## 重要用語

取引時確認

## 1 概要・経緯

麻薬や銃器等に係わる組織犯罪への資金供与やこれらの犯罪に関する不法な収益を、あたかも正当な取引によって得た「きれいな資金」であるかのような外観を有する財産に洗浄するために、銀行の口座を経由する等の方法により偽装・隠匿することを**マネー・ローンダリング**といい、その防止とテロ資金供与の防止のための対策をとることが、国際的に求められるようになった。これを受けて、金融取引において「本人確認」と「疑わしい取引の届出」が義務づけられたが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「**犯罪収益移転防止法**」という)のもとで、本人確認等を行わなければならない事業者(特定事業者という)や対象取引が拡大され、さらに①取引時の確認事項の追加、②ハイリスク取引の追加、③取引の際の確認等を的確に行うための措置の追加などが行われた。この取引に際して行う確認を「**取引時確認**」という。また、取引時確認をしたときには、「確認記録」を作成のうえ保管することが義務づけられている。

マネー・ローンダリング防止等の取組みや経緯について、その概要を押さえる必要がある。



- 取引時の確認の目的：マネー・ローンダリングの防止，テロ資金供与の防止

## 2 取引時確認が必要な預金関連取引

金融取引において取引時確認が必要とされる取引は次のとおりである。

- ① 各種の預金口座の開設，貸金庫の貸与，保護預り等の継続的な取引を開始するとき
- ② 200万円を超える現金の受入れ，または払出しにかかる取引
- ③ 10万円を超える現金振込や小切手等の窓口による現金払いを行うとき
- ④ なりすましの疑いがある取引
- ⑤ 本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ⑥ 特定国（イラン，北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ⑦ **外国PEPs**等（外国政府等において重要な公的地位にある者等）との取引

 **重要用語**  
外国PEPs



重要用語

特定取引



重要用語

大口取引



重要用語

ハイリスク取引



補足

ハイリスク取引に該当する場合、政令で定める額(200万円)を超える資産の移動を伴うときは、顧客の資産および取入の状況を確認しなければならないが、ハイリスク取引に該当しなければ、確認する義務はない。



補足

外国為替令では、200万円以下の取引は除外されている。



重要用語

本人特定事項

上記のうち①から③を「**特定取引**」といい、②を「**大口取引**」というが、これには小切手、旅行小切手、無記名公社債の本券または利札の受払いを含む。また、②および③の取引において、同一の顧客との間で、現金の受払い、預金等の払戻し等を同時または連続して行うとき、1回当たりの取引金額を減少させるために意図的に取引を分割していることが明らかな場合には、それらを一つの取引とみなして判断する必要がある。また、④から⑦を「**ハイリスク取引**」という。なお、取引時確認が原則として必要ではない取引についても、疑わしい取引であるとか、同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引である場合には、取引時確認を要することとされている。

取引時確認の対象となる取引については、原則として、取引の都度、取引時確認をすることが必要となる。ただし、取引時確認済の顧客については、確認済みであることを通帳・カード等で確認できれば、ハイリスク取引を除き、都度確認することは不要である。

なお、本人確認に関しては、外貨と邦貨の両替をはじめ非居住者との預金契約の締結等における確認や確認記録の保存等について「外国為替及び外国貿易法」(外為法)にも同様の定めがある(外為法18条等)。



取引時確認が必要とされる取引について、整理しておきましょう。

### 3 取引時確認事項

特定事業者である金融機関は、特定取引を行う際に、顧客または手続者(実際に金融機関と特定取引を行う個人、「取引の任に当たる自然人」という)の**本人特定事項**および個人・法人の区分に

応じて、次の事項を確認する義務を負う。

① 本人特定事項

自然人については「氏名」, 「住居」, 「生年月日」。法人については、「名称」, 「本店または主たる事務所の所在地」

② 取引を行う目的

③ 顧客が自然人である場合は「職業」, 法人である場合は「事業の内容」

④ 顧客が法人である場合は、その実質的支配者の有無とその本人特定事項

なお、実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人をいい、株式会社などの場合は、議決権の25%超を保有する自然人などをいう。ただし、議決権の25%超を保有する自然人であっても、ほかに議決権の50%超を保有する自然人が存在する場合は、実質的支配者には該当しない。また、上場会社、国、地方公共団体は自然人とみなされ、それ以上実質的支配者を自然人にまで遡る必要はない。

①の確認方法については次項で述べるが、②は、顧客等から申告を受ける方法、③は、個人については顧客等から申告を受ける方法、法人については登記事項証明書、定款等の書類またはその写しを確認する方法、④は、顧客等の代表者等から実質的支配者の本人確認事項について申告を受ける方法によって確認することとされている。



取引時に確認する事項は、確実に押さえておきましょう。

## 4 本人特定事項等の確認

金融機関が本人特定事項を確認する際に必要となる公的証明書

### 💡 補足

本人確認書類が印鑑登録証明書で、実印を取引印として使用するときは、印鑑登録証明書の提示を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができる。

等（本人確認書類）および本人特定事項の確認方法については、自然人と法人とに区分して次のとおり定められている。なお、有効期限のある公的証明書等については、金融機関が提示または送付を受ける日において有効なものであること、また有効期限がない公的証明書等については、原則として、その6か月以内に作成されたものであることが必要である。

### (1) 顧客（手続者を含む）が自然人の場合

#### ① 【顔写真のある本人確認書類】

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、旅券（パスポート）その他官公庁発行書類等で、氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの（犯収法施行規則7条1号イ・ロ）

#### ② 【顔写真のない本人確認書類】

- (i) 各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、特定取引等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書（同規則7条1号ハ）
- (ii) 上記(i)以外の印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、その他官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの（マイナンバーカードの通知カードを除く）（同規則7条1号ニ・ホ）

なお、各種健康保険証については、2024年12月からのマイナンバーカードと一体化されたいわゆる「マイナ保険証」への移行に伴い経過措置の期間終了後は本人確認書類から削除されることになる。

対面での本人特定事項の確認方法としては次のものがある。

㊦ 上記①の本人確認書類の提示を受ける方法

㊧ 上記②の本人確認書類の提示を受けるとともに、i) 本人

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆  
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。  
(ホームページ 書籍・DVD・定期刊行誌 メニュー下部の 追補・正誤表)

---

銀行業務検定試験 公式テキスト 法務3級 2025年度受験用

---

2025年3月31日 第1刷発行

編 者 経済法令研究会  
発 行 者 高 橋 春 久  
発 行 所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897  
<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木 健志 印刷・製本／富士リプロ(株)

---

© Keizai-hourei kenkyukai 2025

ISBN 978-4-7668-4466-5

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。